

熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度要綱運用規程

制定	平成15年	6月	1日	金融経営相談課長決裁
改正	平成15年	6月	17日	市長決裁
				(略)
	平成26年	4月	24日	農水商工局長決裁
	平成27年	3月	30日	市長決裁
	平成28年	3月	28日	市長決裁
	平成29年	3月	10日	経済観光局長決裁
	平成30年	3月	29日	市長決裁
	平成31年	3月	28日	市長決裁
	令和3年	6月	7日	商業金融課長決裁
	令和4年	7月	8日	市長決裁

(趣旨)

第1条 この運用規程は、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度要綱（昭和62年5月28日制定。以下「要綱」という。）の運用に当たり、熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）の定めるもののほか必要な事項を定めるものである。

(融資対象者)

第2条 要綱第3条第2項第1号に規定する市内に1年以上居住とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人事業者においては、本市への住民票登録日から起算し、1年以上経過していること。
- (2) 法人においては、本市での登記日から起算し、1年以上経過していること。

(業歴等)

第3条 要綱第3条第2項第1号に規定する同一業種を1年以上経営しているとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人事業者 次に掲げるもののいずれかに該当するもの
 - ア 直近2か年度の税務申告がなされていること。
 - イ 帳簿や伝票にて1年以上の営業取引が確認できること。
 - ウ 営業所賃貸借契約又は、商取引契約の期日が1年以上経過していること。ただし、許認可を要する事業については、上記に加え、許認可の取得日から起算し、1年以上経過していること。
 - (2) 法人 設立登記日より1年以上経過していること。許認可を要する事業については、さらに、許認可の取得日から起算し、1年以上経過していること。
- 2 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、業歴を通算して取り扱うものとする。
- (1) 個人事業者の事業継承 事業継承の原因が、死亡、老齢、病気等で3親等以内の親族が継承した場合
 - (2) 法人成り 個人から法人化したとき、個人経営時の経営者又は3親等以内の親族が法人の代表者となった場合

(納税)

第4条 要綱第3条第2項第2号に規定する市県民税又は法人市民税を納税していることとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人においては、直近2か年度（業歴2年未満の場合は、直近年度）の納税証明書において、未納額の記載がないこと。
- (2) 法人においては、直近1期分の納税証明書において、未納額の記載がないこと。

(融資制度の併用)

第5条 本制度と次の各号に掲げる熊本市融資制度との併用を認める。

- (1) 熊本市中小企業小口資金融資制度
- (2) 熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度
- (3) 熊本市中小企業経営安定資金融資制度
- (4) 熊本市中小企業創業サポート資金融資制度
- (5) 熊本市中小企業短期資金融資制度

- (6) 熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度
- (7) 熊本市中小企業公害防止施設資金融資制度
- (8) 熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金融資制度
- (9) 熊本市中小企業高度化資金融資制度
- (10) 熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資制度
(融資限度)

第6条 融資限度額は、熊本市中小企業経営安定資金融資制度又は熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金融資制度の利用がある場合については、申込金額と当該制度の債務残の合計額が3,000万円を超えないものとする。

(融資制度の決済)

第7条 本制度による債務残の決済は認めない。

(必要書類)

第8条 要綱第7条に規定する所定の申込書及び必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市制度融資借入申込書（共通様式－1）
- (2) 要綱第3条第1項第1号に規定する融資対象者の場合、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資確認申請書（様式変動－1）及び添付書類
- (3) 要綱第3条第1項第3号に規定する融資対象者の場合、補助金に関する交付決定通知書及び申請書類の写し
- (4) 信用保証協会全国統一申込書式及び添付書類
- (5) 個人事業者 市県民税納税証明書の写し（直近2か年分）ただし、非課税の場合は所得課税証明書の写し
法人 法人市民税納税証明書の写し（直近1か年分）
- (6) その他関係書類等
(協会の必要書類)

第9条 要綱第9条第1項の保証依頼の必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（共通様式－1）の写し
- (2) 要綱第3条第1項第1号に規定する融資対象者の場合、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資確認申請書の写し及び添付書類
- (3) 要綱第3条第1項第3号に規定する融資対象者の場合、補助金に関する交付決定通知書の写し
- (4) 信用保証協会全国統一申込書式及び添付書類
- (5) 個人事業者 市県民税納税証明書の写し（直近2か年分）ただし、非課税の場合は所得課税証明書の写し
法人 法人市民税納税証明書の写し（直近1か年分）
- (6) 熊本市中小企業制度融資発送簿（様式－A）
- (7) その他関係書類等
(市の必要書類)

第10条 要綱第9条第1項に規定する市の必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（共通様式－1）
- (2) 信用保証委託申込書の写し
- (3) 申込人（企業）概要の写し
- (4) 信用保証依頼書の写し
- (5) 法人 保証人等明細の写し
(要綱第5条ただし書に基づく取扱金融機関)

第11条 要綱第5条ただし書に基づき、次の条件のもと福岡銀行を取扱金融機関に加える。

- (1) 福岡銀行熊本営業部のみの取扱いとすること。
- (2) ふくおかファイナンシャルグループの事業再生支援の取組で熊本ファミリー銀行の有する事業再生事業及び不良債権関連事業（以下「事業再生事業等」という。）を会社分割し福岡銀行へ承継（平成21年2月13日効力発生）した当該事業再生事業等の対象の中小企業者のうち熊本市中小企業融資制度による融資を受けている者への融資に限ること。
- (3) 市は、要綱第2条に規定する預託を行わないものとする。
- (4) 自己資金をもって十分な融資準備金を確保すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この運用規程は、平成15年6月1日から施行する。
(第8条第1項第3号の失効)
- 2 第8条第1項第3号の規定は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
(第9条第1項第3号の失効)
- 3 第9条第1項第3号の規定は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この運用規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この運用規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成19年3月31日までの間、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度により借入れた場合において、借入れ当初(据え置き期間がある場合は、当該期間終了後)から12か月以上元金返済のあるものについては、本制度による債務残の決済を認める。

附 則

- 1 この運用規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成20年3月31日までの間、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度により借入れた場合において、借入れ当初(据え置き期間がある場合は、当該期間終了後)から12か月以上元金返済のあるものについては、本制度による債務残の決済を認める。

附 則

この運用規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この運用規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成21年3月31日までの間、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度により借入れた場合において、借入れ当初(据え置き期間がある場合は、当該期間終了後)から12か月以上元金返済のあるものについては、本制度による債務残の決済を認める。

附 則

この運用規程は、平成21年3月12日から施行する。

附 則

- 1 この運用規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成22年3月31日までの間、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度により借入れた場合において、借入れ当初(据え置き期間がある場合は、当該期間終了後)から12か月以上元金返済のあるものについては、本制度による債務残の決済を認める。

附 則

- 1 この運用規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成23年3月31日までの間、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度により借入れた場合において、借入れ当初(据え置き期間がある場合は、当該期間終了後)から12か月以上元金返済のあるものについては、本制度による債務残の決済を認める。

附 則

- 1 この運用規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成24年3月31日までの間、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度により借入れた場合において、借入れ当初(据え置き期間がある場合は、当該期間終了後)から12か月以上元金返済のあるものについては、本制度による債務残の決済を認める。

附 則

この運用規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この運用規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成25年3月31日までの間、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度により借入れた場合において、借入れ当初（据え置き期間がある場合は、当該期間終了後）から12か月以上元金返済のあるものについては、本制度による債務残の決済を認める。

附 則

- 1 この運用規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成26年3月31日までの間、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度により借入れた場合において、借入れ当初（据え置き期間がある場合は、当該期間終了後）から12か月以上元金返済のあるものについては、本制度による債務残の決済を認める。

附 則

この運用規程は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

- 1 この運用規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成27年3月31日までの間、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度により借入れた場合において、借入れ当初（据え置き期間がある場合は、当該期間終了後）から12か月以上元金返済のあるものについては、本制度による債務残の決済を認める。

附 則

この運用規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この運用規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成28年3月31日までの間、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度により借入れた場合において、借入れ当初（据え置き期間がある場合は、当該期間終了後）から12か月以上元金返済のあるものについては、本制度による債務残の決済を認める。

附 則

- 1 この運用規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成29年3月31日までの間、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度により借入れた場合において、借入れ当初（据え置き期間がある場合は、当該期間終了後）から12か月以上元金返済のあるものについては、本制度による債務残の決済を認める。

附 則

- 1 この運用規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成30年3月31日までの間、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度により借入れた場合において、借入れ当初（据え置き期間がある場合は、当該期間終了後）から12か月以上元金返済のあるものについては、本制度による債務残の決済を認める。

附 則

- 1 この運用規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成31年3月31日までの間、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度により借入れた場合において、借入れ当初（据え置き期間がある場合は、当該期間終了後）から12か月以上元金返済のあるものについては、本制度による債務残の決済を認める。

附 則

- 1 この運用規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成32年3月31日までの間、平成31年3月28日付けで改正した同年4月1日施行の熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度要綱附則第3項に基づき熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度により借入れた場合において、借入れ当初（据え置き期間がある場合は、当該期間終了後）から12か月以上元金返済のあるものについては、本制度による債務残の決済を認める。
- 3 第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成32年12月31日までの間、平成31年3月28日付けで改正した同年4月1日施行の熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度要綱附則第4項に基づき熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度により借入れた場合において、協会が保証するすべての融資について、当該制度による債務残の決済を認める（以下「借換一本化」という。）。なお、借換一本化の手続において、第

8条の規定にかかわらず「熊本市中小企業経済環境対策資金融資確認申請は（様式変動－1）及び添付書類」の提出は不要とする。

附 則

この運用規程は、令和4年8月1日から施行する。

熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資確認申請書

年 月 日

受付機関の長 様

<申請者>
住所
商号又は名称
代表者名

1 資格要件

熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度要綱に規定する融資対象者は、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき指定された業種を営み、次に該当すること。

売上高の減少

申込み以前1年以内のいずれか連続した3か月の平均売上高が、前年同期比で5%以上減少している。

1年以内の3か月の平均 A	前年同期 B	$(B-A) \div B \times 100$
千円	千円	%

* 決算書及び月別売上げ表等の確認できる資料を添付

2 今後計画的に取り組む事項(別紙添付)

熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資確認書

経営の改善が見込まれ、熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資における上記の資格要件を確認しました。

年 月 日

受付機関の長

印

金融機関にて原本を保管し、熊本県信用保証協会に写しを提出 有効期限は認定日より30日です

2 今後計画的に取り組む事項

ア 前期を含め今後4年間の経営計画(下記2-ア)
(売上げ・仕入れ・一般管理費等を試算してください。)

イ 売上げ強化の対策

ウ 収益性の向上における対策

エ その他

2-ア 経営計画

* 下記経営計画について、独自に作成しているものがあれば、その経営計画の添付により記入を省略することができます。

(単位:千円)

	年度	年度	年度	年度
【 売上】				
売上高				
【 仕入】				
売上総利益				
一般管理費				
販売及び一般管理費				
営業損益				
当期利益				

金融機関にて原本を保管し、熊本県信用保証協会に写しを提出

有効期限は認定日より30日です